

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス単価改定等について

令和元年10月1日改正

〔改正点〕

1 サービス単価の見直し

(1) 訪問型サービス

算定項目		現行単位数	改正後単位数
訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,168 単位/月	1,172 単位/月
訪問型サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,335 単位/月	2,342 単位/月
訪問型サービス費 (Ⅲ)	要支援2 (週2回を超える程度)	3,704 単位/月	3,715 単位/月

(2) 通所型サービス

算定項目		現行単位数	改正後単位数
通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,647 単位/月	1,655 単位/月
	要支援2	3,377 単位/月	3,393 単位/月

2 介護職員等特定処遇改善加算の新設

現行	算定項目		加算率
なし	訪問型サービス	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算/月
		介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算/月
	通所型サービス	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算/月
		介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算/月